

登録までのステップ

準備

自分の店舗が本制度の対象となるか確認

※店舗区分によって還元率が異なります。 ※一部対象外の店舗がございます。

STEP.1

自分の店舗のキャッシュレス決済対応状況を確認

今使っている決済手段を継続利用

新しく導入したい/プランを見直したい

STEP.2

加盟店ID*1を持っているか確認

はい

いいえ

ホームページから契約したい決済事業者を選び、
本制度参加のための手続きを問合せ

STEP.3

本事業の下で契約したい
決済事業者*2に加盟店ID
を伝え、契約情報と端末
情報を登録

現在契約している決済
事業者*2に連絡し、加
盟店IDの発行を依頼

登録審査*3

加盟店IDの発行

- *1:本制度の登録時に全加盟店に割り当てられる13桁の番号です。
- *2:複数社と契約している場合は、いずれか1社を選んで加盟店IDの発行を依頼してください。
- *3:事務局での登録審査完了後、決済事業者を通じて「加盟店登録」と「消費者還元開始日」が通知されます。

「キャッシュレス・消費者還元事業」の加盟店として登録完了!

主な情報収集・相談方法

自分の店舗に合ったキャッシュレス決済がわからない時は下記をチェック!

読んでみよう!

ホームページを
チェック

[https://cashless.go.jp/
franchise/index.html](https://cashless.go.jp/franchise/index.html)



相談しよう!

コールセンターへ
問合せ

[0570-000655](tel:0570-000655)
受付時間:平日10:00~18:00(土・日・祝日を除く)



体験してみよう!

説明会へ参加

ホームページ上で開催
日時を確認して参加



対象となる中小・小規模事業者

本事業の対象となる中小・小規模事業者の定義

原則、業種ごとに定められた資本金の額や従業員数の要件に該当する事業者が対象となります。

例)小売業の場合 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人事業主

また、この他、会社形態以外の組織に関する要件や親会社との資本関係等の要件がありますので詳細は下記をご参照ください。

補助の対象外となる事業者・取引

一部、対象外となる業種や取引があります。詳細は本制度ホームページを参照いただくか、本制度の登録を受けた決済事業者にお問合せください。

補助対象となる中小・小規模事業者の概要

https://cashless.go.jp/assets/doc/chusyo_teigi.pdf



加盟店登録要領4.1(P5~P6)

https://cashless.go.jp/assets/doc/kameiten_tourokuyouryou.pdf



お問合せ先

ポイント還元問合せ窓口(中小・小規模事業者向け)



0570-000655

ナビヤル® 受付時間:平日10:00~18:00(土・日・祝日を除く)

※一般電話からは市内通話料金でご利用いただけます。 ※本制度名称を騙り、個人情報を聞き出そうとする電話等にご注意ください。

本制度の詳細は、ホームページをご確認ください。

<https://cashless.go.jp>